

大阪大学総合学術博物館運営委員会規程

第1条 大阪大学総合学術博物館（以下「博物館」という。）規程第6条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 総合学術博物館運営委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 予算及び施設に関すること。
- (3) 総合学術博物館長（以下「館長」という。）の候補者の選考その他教員人事に関すること。
- (4) その他博物館の管理運営に関し必要な事項

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 附属図書館長
- (3) 博物館専任の教授及び准教授
- (4) 各研究科（大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所を除く。）及び各附置研究所から選ばれた教授又は准教授各1名
- (5) サイバーメディアセンターから選ばれた教授又は准教授各1名
- (6) 全学教育推進機構長
- (7) その他委員会が必要と認めた者

2 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、特に定めのある場合のほか、委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第7条 委員会に、企画委員会及び湯川記念室委員会を置く。

2 企画委員会及び湯川記念室委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 委員会に関する事務は、広報・社会学連携オフィス社会学連携課で行う。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 大阪大学総合学術博物館設置準備委員会規程（平成 13 年 9 月 19 日制定）

(2) 大阪大学総合学術博物館設置準備委員会専門委員会規程（平成 13 年 9 月 19 日制定）

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

2 この改正施行後最初に委嘱される世界言語研究センターの委員の任期は、第 3 条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。